

平成 19 年度獣医事審議会第 2 回免許部会

資 料

平成 19 年 5 月 29 日
消費・安全局

平成19年度獣医事審議会第2回免許部会

資料目次

資料 1 ①議事次第

②獣医事審議会免許部会委員名簿

資料 2 獣医療法第17条第2項の規定に基づく広告制限の特例について（諮問）

資料 3 平成18年度獣医事審議会第2回免許部会での主な論点とその反対意見

資料 4 獣医療広告に関する飼育者への意識調査結果

資料 5 獣医療広告規制に関する指針（概要案）

資料 6 獣医療広告の行政指導及び行政処分の対応について

資料 7 経過措置の設定について

平成 19 年度獣医事審議会第 2 回免許部会議事次第

I 日 時 平成 19 年 5 月 29 日 (火) 午後 2 時 00 分から

II 場 所 農林水産省第 2 特別会議室
東京都千代田区霞が関 1-2-1

III 議事次第

1 開会

2 挨拶

3 配付資料確認

4 議事

(1) 獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 17 条第 2 項の規定に基づく広告制限の特例について

(2) その他

5 閉会

獣医事審議会免許部会所属委員名簿

No.	氏　　り　　が　　な　　名	役　　職
1	いとう　伊藤　伸彦	北里大学教授
2	おの　小野　憲一郎	国立大学法人東京大学教授
3	こんどう　近藤　信雄	(社) 岐阜県獣医師会会长
4	さかい　酒井　健夫	日本大学教授
5	しぶや　渋谷　寛	渋谷総合法律事務所長
6	たかた　高田　まりこ	(財) 公園緑地管理財団海の中道管理センター業務課専門役
7	たけうち　武内　ゆかり	国立大学法人東京大学准教授
8	たなか　田中　みき	埼玉県熊谷家畜保健衛生所家畜防疫担当課長
9	なかがわ　中川　ひでき	(社) 横浜市獣医師会会长
10	なかやま　中山　ひろゆき	国立大学法人東京大学教授
11	やまざき　山崎　けいこ	ペット研究会「互」主宰
12	やまだ　山田　あきお	国立感染症研究所獣医学部長
13	やまね　山根　よしひさ	(社) 日本獣医師会会长

(50音順敬称略)

写

17 消安第 5542 号
平成 17 年 9 月 2 日

獣医事審議会
会長 本多 英一 殿

農林水産大臣 岩永峯一

獣医療法第 17 条第 2 項の規定に基づく広告制限の特例について（諮問）

獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないもの及びその広告の方法等に関する必要な制限として下記の事項を農林水産省令で定めることについて、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

1 広告しても差し支えない事項

- (1) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 209 号）第 5 条第 1 項に規定する予防注射その他の予防注射を行うこと。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 20 条第 1 項に規定する生殖を不能にする手術を行うこと。
- (3) 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品を用いた犬糸状虫症の予防措置を行うこと。
- (4) 飼育動物の健康診断を行うこと。
- (5) 薬事法第 2 条第 4 項に規定する医療機器を所有していること。

- (6) 獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条の2第1項に規定する農林水産大臣の指定する診療施設であること。
- (7) 獣医師法第6条に規定する獣医師名簿の登録年月日及び診療施設の開設年月日
- (8) 診療の業務を行う獣医師が獣医療に関する民法（明治29年法律第89号）第34条の法人に加入していること。

2 その広告の方法等に関する必要な制限

- (1) 1の(1)から(5)までの事項にあっては、提供する獣医療の内容が他の診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
- (2) 1の(1)から(5)までの事項にあっては、提供する獣医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。
- (3) 1の(1)から(4)までの事項にあっては、価格を併せて広告してはならないこと。

平成18年度獣医事審議会第2回免許部会での主な論点とその反対意見

有識者の検討会（「小動物獣医療に関する検討会」）で、広告しても差し支えない事項を整理したこと、医療では患者の利益を保護し医療機関を選択する観点から、医療機関の情報を広く国民に知らしめるため広告規制が緩和されたこと等から、本部会では、獣医療広告の制限の緩和について、賛成意見が出された一方で、以下の反対意見もある。

1 違反広告の取り締まりの実効性の担保

- ・ 違反者が取り締られていない。
- ・ 緩和後、違反者への対応について整理すべき。

2 緩和による影響（諮問事項1（1）～（5））

- ・ 現場で混乱を招き、社会問題になる。

3 その他

- ・ 一般に広く知られていること（狂犬病予防接種等）の広告は、規制する必要はない。しかし、料金は一定の基準が不透明であり、規制することが望ましい。
- ・ インターネットによるホームページも広告規制の対象とすべきではないか。

獣医療広告に関する飼育者への意識調査結果

【調査方法】

- ・インターネットによるアンケート調査
- ・対象：動物病院を年1回以上利用している飼育者573名
(犬飼育者292名、猫飼育者281名)
- ・期間：平成19年5月10日～14日（5日間）

【調査内容】

- 1 動物病院に関する情報はどのくらい必要か。情報は現在入手できているか。
- 2 動物病院に関する情報をどのようなところから得ているか。
- 3 動物病院に関する情報を得たことによって、動物病院を選ぶときに迷いが生じたり、かかった動物病院でトラブルにつながった情報はあるか。

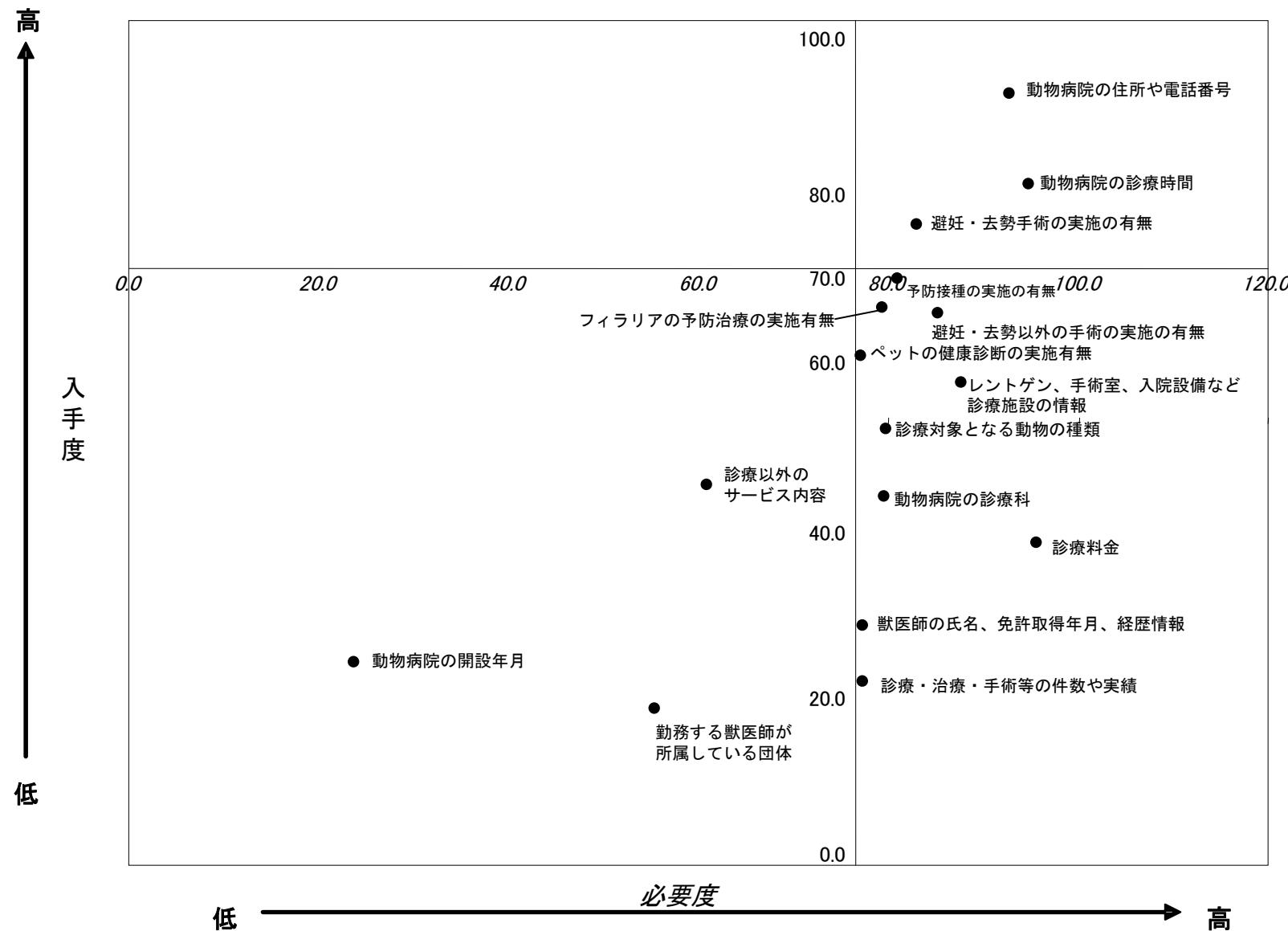
1 動物病院に関する情報はどのくらい必要か。情報は現在入手できているか。

<調査項目>

- ① 動物病院の住所や電話番号
- ② 動物病院の診療時間
- ③ 動物病院の開設年月日
- ④ 診療対象となる動物の種類
- ⑤ 動物病院の診療科
- ⑥ 診療以外のサービス（ペットの一時預かり、トリミングなど）
- ⑦ 狂犬病など予防接種の実施の有無
- ⑧ ペットの健康診断の実施の有無
- ⑨ フィラリアの予防治療の実施の有無
- ⑩ 避妊・去勢手術の実施の有無
- ⑪ 避妊・去勢以外の手術の実施の有無
- ⑫ レントゲン・手術室・入院設備など診療施設の情報
- ⑬ 診療・治療・手術等の件数や実績
- ⑭ 勤務する獣医師の氏名、免許取得年月、経歴に関する情報
- ⑮ 勤務する獣医師が所属している団体（獣医師会など）
- ⑯ 診療料金

※下線部分は詰問に関する事項

動物病院の情報に関する「必要度」と「入手度」の散布図



必要度: 各情報について必要と回答した割合(%)

入手度: 各情報について入手できていると回答した割合(%)

動物病院の情報に関する「必要度」と「入手度」の調査結果

【必要度が高く・入手度が高い情報】…必要度70%以上・入手度70%以上

- ① 動物病院の住所や電話番号
- ② 動物病院の診療時間
- ⑩ 避妊・去勢手術の実施の有無

【必要度が高く・入手度が低い情報】…必要度70%以上・入手度70%未満

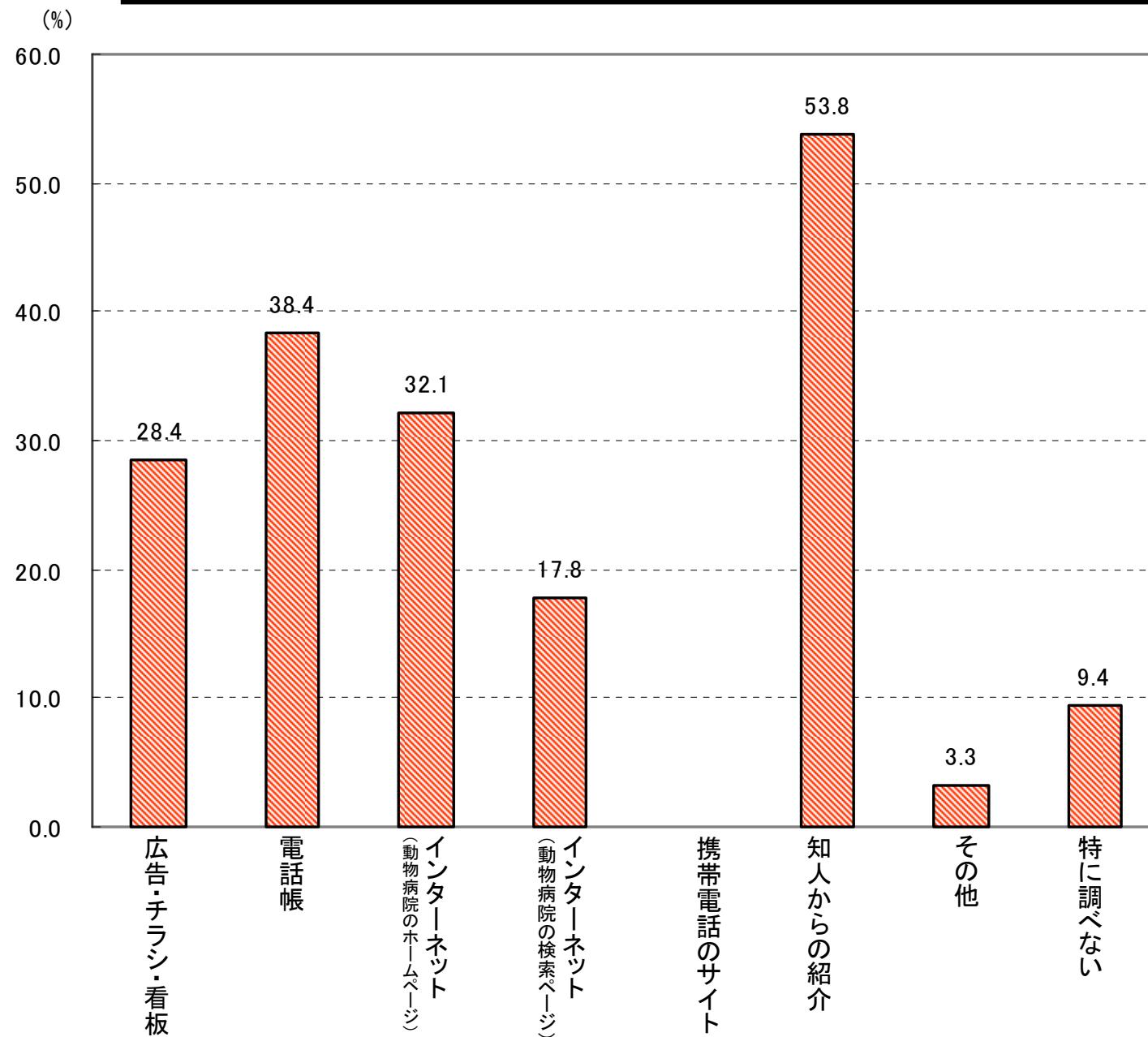
- ④ 診療対象となる動物の種類
- ⑤ 動物病院の診療科
- ⑦ 狂犬病などの予防接種の実施の有無
- ⑧ ペットの健康診断の実施の有無
- ⑨ フィラリアの予防治療の実施の有無
- ⑪ 避妊・去勢以外の手術の実施の有無
- ⑫ レントゲン、手術室、入院設備など診療施設の情報
- ⑬ 診療・治療・手術等の件数や実績
- ⑭ 獣医師の氏名、免許取得年月、経歴情報
- ⑯ 診療料金

【必要度が低く・入手度が低い情報】…必要度70%未満・入手度70%未満

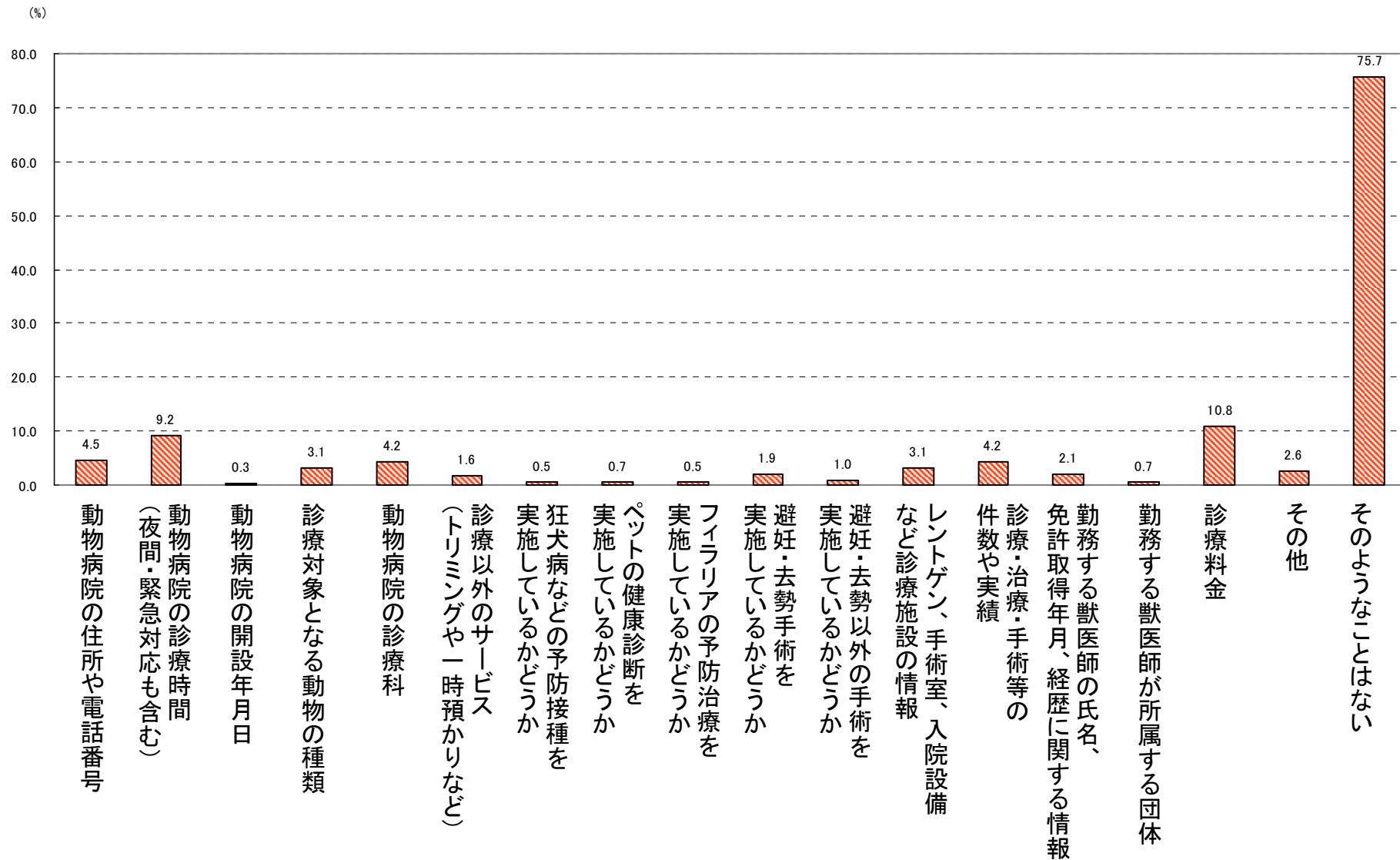
- ③ 動物病院の開設年月
- ⑥ 診療以外のサービスの内容
- ⑮ 勤務する獣医師が所属している団体

※下線部分は質問に関係する事項

2 動物病院に関する情報をどのようなところから得ているか。



3 動物病院に関する情報を得たことによって、動物病院を選ぶときに迷いが生じたり、かかった動物病院でトラブルにつながった情報はあるか。



資料5

獣医療広告規制に関する指針（概要案）

1 目的

獣医療における広告制限の一部緩和を受け、獣医療広告が適切に行われることを目的として、獣医師、地方自治体、関係団体、関係機関、飼育者等に対し、獣医療における広告規制の趣旨、適正な広告の内容等について周知を図る。

2 内容

- (1) 獣医療における広告制限の趣旨
- (2) 広告の基本原則
 - ① 広告の定義
 - ② 広告の媒体の具体例
 - ③ 広告を行う者の責務
- (3) 広告不可能な事項
 - ① 原則的な禁止事項：虚偽広告、公序良俗に反する内容の広告、客観的な事実が証明できない内容の広告、品位を損ねる広告
 - ② 獣医療法に基づく制限：獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に係る事項。ただし、法及び規則で定められた事項は除く。
 - ③ 獣医療法施行規則に基づく制限：比較広告、誇大広告、価格が併記された広告
 - ④ 他法令による規制
- (4) 広告可能な事項
 - ① 獣医療法及び獣医療法施行規則により規定された事項：獣医師又は診療施設の専門科名、獣医師の学位又は称号、その他規則に定められた事項
 - ② 獣医師又は診療施設の業務に関して、技能、療法又は経歴に係わらない事項：診療施設の名称、住所、診療時間等
- (5) 獣医療広告の監視指導（資料6参照）
- (6) 苦情相談への対応

資料6

獣医療広告の行政指導及び行政処分の対応について

1 行政指導の手順

- ・ 獣医療に関する広告に対する指導等の措置は、各都道府県において実施。

2 広告違反の指導

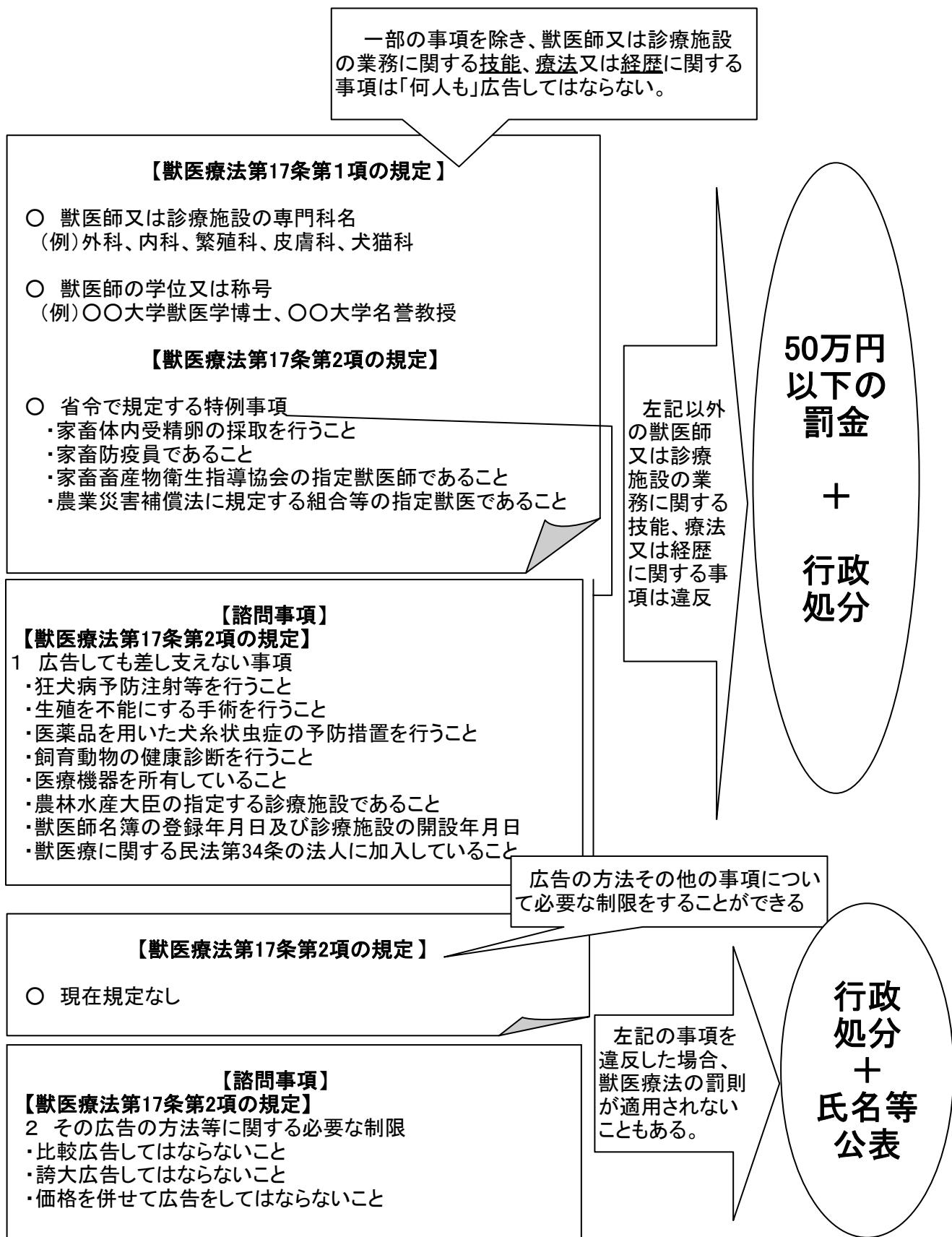
- ・ 都道府県は、任意の調査により、開設者等に説明を求める等必要な調査を実施。
- ・ 都道府県は、必要に応じて、獣医療法第8条第1項に基づく報告の徴収、若しくは同条第2項に基づく立入検査を実施。
- ・ 都道府県は、違反広告を発見した場合、書面により、広告の中止や広告の内容の是正を指導。その結果を国に報告。
- ・ 都道府県は、広告内容が悪質な違反については、消費者への迅速な情報提供を図る観点から、事例を公表することにより、消費者等に対して注意喚起を行う。

3 広告違反の措置

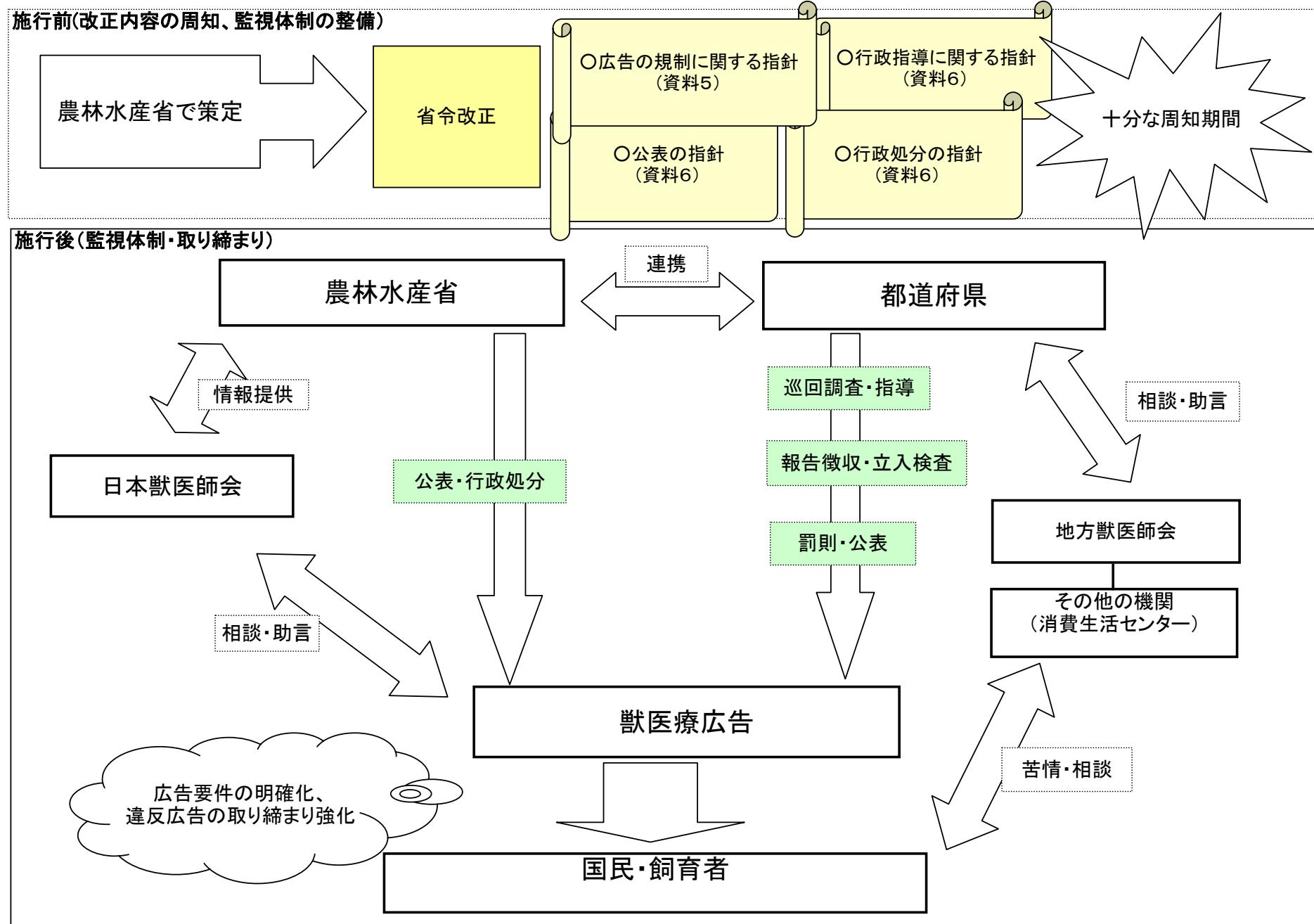
- ・ 国あるいは都道府県は、違反広告の実施者（獣医師ではない者も含む）が中止若しくは内容の是正の行政指導に応じない場合、消費者への情報提供及び実効性確保の観点から、氏名等の公表を行うこととする。
- ・ また、これらの行政指導に応じない場合、以下の対応をとる。
 - ア 直接罰が適用される広告（例えば、除外されていない「技能」・「療法」・「経歴」を広告した場合）を行った者に対しては、都道府県は刑事訴訟法に基づき告発。
 - イ 直接罰の適用が難しい違反広告（例えば、料金を併記した広告、比較広告又は誇大広告をした場合）を行った者に対しては、獣医師法第5条第1項第4号の「獣医事に関する不正の行為があった者」に該当するものとし、国は行政処分（別紙概念図参照）。
- ・ なお、他法令によっても、重畠的な規制を受ける。
不当景品類及び不当表示防止法
(公正な競争を妨げるおそれがあると認められるような虚偽広告及び誇大広告を禁止)

等

獣医療広告の違反措置の概念図(イメージ)



獣医療広告に係る事後のチェック機能の概念図(イメージ)



資料 7

経過措置の設定について

○ 経過措置の設定

獣医療法第17条の規定は消費者保護の観点から規制しているため、規制の対象が獣医師のみならず「何人」と広く規定している。

今回、広告制限を緩和する一方で、公正かつ円滑な規制措置を講ずるためには、広告制限の内容及び違反広告の取り締まり方法等について、各都道府県、獣医師団体、広告関係業界、飼育者等広く関係者に対し、十分周知する必要がある。

このため、改正省令の施行においては、一定の経過措置を設ける必要がある。